

# こどもみらい住宅支援事業について

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による住宅の省エネ改修等に対して補助金が交付されるおトクな制度です。こうした補助制度によって、住宅取得に伴う負担軽減を図り、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業です。

## 住宅のリフォームに関する制度の概要

工事内容に応じて、補助金を受給できます。

いずれか  
必須

- 開口部の断熱改修
- 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- エコ住宅設備の設置

任意

- 子育て対応改修
- バリアフリー改修
- 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- 耐震改修
- リフォーム瑕疵保険等への加入

リフォームで  
最大  
30万円/戸  
※条件により上限が  
異なります

リフォームは  
子育て世代  
以外の世帯も  
対象です



※①～③のいずれかは必須となります。

※1申請あたり①～③の合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。

※設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までが補助対象となります。

(節水型トイレ、節湯水栓、開口部の改修(窓など)については、設置台数に応じた補助額となります。)

## 対象となる契約等の期間

2021年11月26日以降に工事請負契約を締結し、かつ施工業者から事務局に事業者登録を行った後に工事着手する住宅が対象となります。

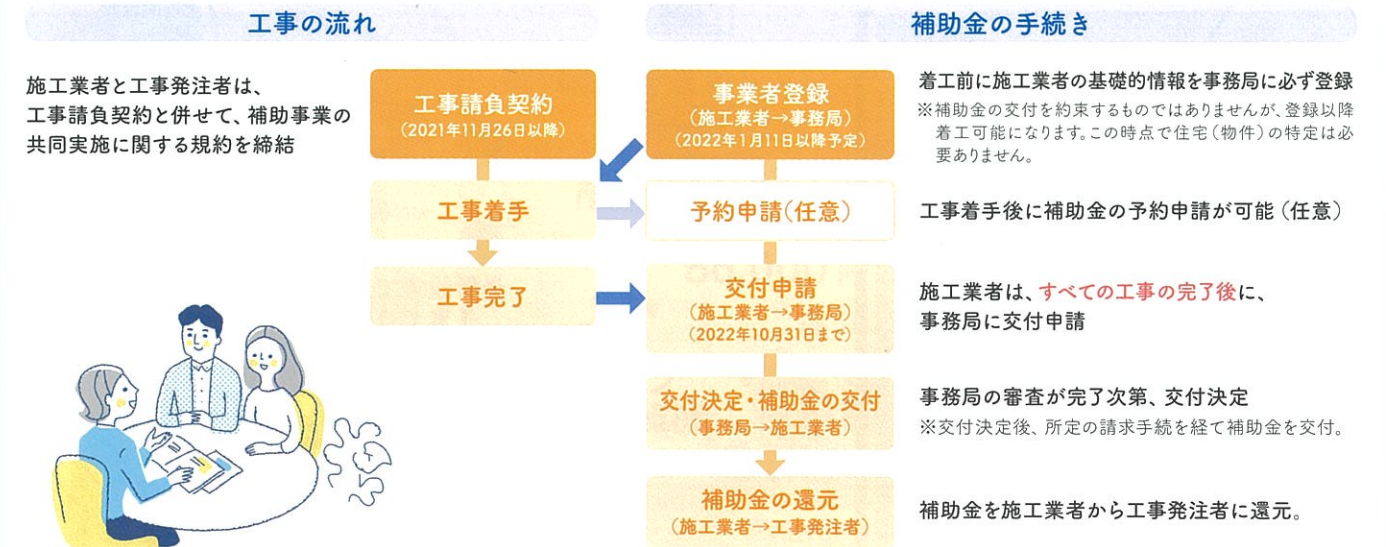
		2021 11/26	2022 1/11	2022 9/30	2022 10/31	2023 3/31	
契約・着工の時期	リフォーム工事	工事請負契約				2022年10月31日まで	
	既存住宅の購入	売買契約※1				2022年10月31日まで	
	着工	事業者登録後...	工事着手※2				2022年10月31日まで
手続きの時期	事業者登録	2022年1月11日	事業者登録			遅くとも2022年9月30日まで※3	
	補助金交付申請		2022年3月頃	予約申請※4		遅くとも2022年9月30日まで※3	
				2022年3月頃	交付申請※4		遅くとも2022年10月31日まで※3
	補助金交付	補助金交付※5					遅くとも2023年3月31日まで

※1 既存住宅購入加算の場合、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限ります。  
 ※2 下記の事業者登録の手続きを行った後、着工したものが対象となります。  
 ※3 予約申請・交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。  
 ※4 交付申請を行い、交付決定されるには、工事の完了を確認できる書類が必要となりますが、工事の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内に交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。  
 ※5 補助金は交付決定され次第交付されますが、交付された補助金は工事発注者に還元する必要があります。

# 申請手続きについて (リフォームの場合)

2021年12月27日時点の情報です。

## 1 制度全体の流れ (リフォームの場合)



## 予約申請について (予定)

- 新築・リフォームともに建築工事着工後に補助金の予約申請が可能です(任意)。予約によって補助金が一定期間確保されます。
- 予約申請後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。  
※予約を行っただけでは、交付申請を行ったことになりませんのでご注意ください。
- 予約申請及び交付申請の入力情報に基づき、事務局で補助金額を把握・管理し、予算上限に達した場合、予約申請・交付申請の受付を終了します。

## 2 申請書の添付書類等 (リフォームの場合)

詳細は国交省HP等をご確認ください

〈凡例〉◎必須 ○該当する場合に提出

提出が必要な場合	基本的な添付書類	事業者登録	予約あり		予約なし	
			予約申請	交付申請	交付申請	
共通	事業者登録申請書<指定の様式>	◎	-	-	-	
	補助事業者の商業法人登記の写し(法人の場合)及び印鑑証明書	◎	-	-	-	
	工事請負契約書の写し	-	◎	-	◎	
	工事着手したことがわかる写真(交付申請毎に1枚提出)	-	◎	-	-	
	対象工事内容等に応じた性能を証明する書類(工事箇所毎に提出)	性能を証明する書類(性能証明書、納品書等)	-	-	◎	◎
		工事前写真	-	◎	-	◎
		工事中写真または工事後写真	-	-	◎	◎
共同事業実施規約<指定の様式>	-	-	◎	◎		
工事発注者の本人確認書類(個人:運転免許証の写し、法人:商業法人登記の写し等)	-	-	◎	-	◎	
子育て世帯または若者夫婦世帯の場合	住宅取得者の本人確認および子育て世帯・若者夫婦世帯であることが確認できる書類(住民票(世帯票)の写し等)	-	○※1	-	○※1	
既存住宅を購入する場合	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)	-	-	○	○※2	
	不動産売買契約書の写し	-	○	-	○	
	不動産登記における建物の全部事項証明書の写し	-	○	-	○	
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)	-	-	○	○※2	
	【子育て世帯または若者夫婦世帯以外で安心R住宅を購入する場合】安心R住宅調査報告書の写し	-	○	-	○	

※1「工事発注者の本人確認書類」において、「住民票の写し(世帯票)」を提出し、当該書類で確認できる場合は提出不要  
 ※2「工事発注者の本人確認書類」において、「住民票の写し」を提出し、当該書類で確認できる場合は提出不要